# ○警備業法等の事務取扱いに関する訓令

昭和63年10月13日

本部訓令甲第9号

[沿革]

平成6年2月本部訓令甲第2号、18年1月第1号、20年1月第1号、23年2月第2号、24年7月第7号、25年3月第6号、28年3月 第6号、28年10月第11号改正

警備業法等の事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

警備業法等の事務取扱いに関する訓令

警備業法令の事務取扱いに関する訓令(昭和47年群馬県警察本部訓令甲第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。)、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和58年群馬県公安委員会規則第1号。以下「即応体制基準規則」という。)及び群馬県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程(平成25年群馬県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。)の規定に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(受理)

- 第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、別表第1に掲げる申請書、届出書又は申込書(以下「申請書等」という。)の提出があった場合は、申請書等の記載漏れ、その記載内容及び添付書類の当該事項との一致、必要部数の有無等形式的要件を調査確認した後、受理するものとする。この場合において、申請書等については、生活安全部長が別に定める警察署用警備業関係審査票(以下「審査票」という。)により添付書類等を点検するものとする。
- 2 署長は、前項の規定により申請書等を受理した場合は、直ちに生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)に受理番号を照会し、当該番号を記載するものとする。この場合において、当該申請書等に係る申請が規程第3条の規定により生活安全部長又は生活安全企画課長(以下「生活安全部長等」という。)の専決事務に係るものであるときは、申請書等及び審査票の写しを生活安全部長等に送付するものとする。
- 3 生活安全部長等は、前項の規定により申請書等及び審査票の写しの送付を受けた場合は、送付された審査票の写しにより申請書等を点検するものとする。ただし、次の申請書等については、生活安全部長が別に定める警察本部用警備業関係審査票に基づいて点

検するとともに、必要な調査及び照会を行うものとする。

- (1) 法第5条第1項に定める認定申請書
- (2) 法第7条第1項に定める認定証更新申請書
- (3) 施行規則第42条第1項に定める警備員指導教育責任者資格者証交付申請書
- (4) 施行規則第63条に定める機械警備業務管理者資格者証交付申請書
- (5) 検定規則第14条第1項に定める合格証明書交付申請書 (交付等)
- **第3条** 署長は、別表第2に掲げるところにより認定証等の交付等を行うものとする。 (指示)
- 第4条 署長は、法第48条の規定により指示の必要があると認める場合は、別記様式第1 号の14の行政処分上申書に意見を付して本部長に上申するものとする。
- 2 署長は、別記様式第1号の15の指示書の送付を受けた場合は、速やかに被処分者に交付して受領書を徴し、指示内容の遵守状況を確認するものとする。 (営業の停止等)
- 第5条 署長は、法第49条の規定により、営業の全部又は一部の停止(以下「行政処分」 という。)を命ずる必要があると認める場合は、行政処分上申書に意見を付して本部長 に上申するものとする。
- 2 署長は、行政処分の決定通知書の送付を受けたときは速やかに被処分者に交付し、処 分内容の遵守状況を確認するものとする。

(立入検査)

- **第6条** 法第47条の規定による立入検査は、生活安全企画課長又は署長が指定した警察職員が行うものとする。
- 2 生活安全企画課長及び署長は、前項の規定により指定したときは、被指定警察職員に 施行規則第70条に定める身分証明書を交付するとともに、別記様式第4の立入検査者指 定名簿に登載しなければならない。
- 3 被指定職員は、立入検査を実施したときは、その結果を別記様式第5の警備業立入検 査実施結果報告書により生活安全企画課長又は署長に報告しなければならない。 (台帳)
- 第7条 生活安全企画課長は、別記様式第6の警備業受理台帳を備え付けておかなければならない。

附則

この訓令は、昭和63年10月13日から施行する。

附 則 (平成6年2月17日本部訓令甲第2号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成18年1月18日本部訓令甲第1号)

この訓令は、制定の日から施行し、平成17年11月21日から適用する。

**附 即** (平成20年1月8日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成21年1月15日から施行する。

**附 則** (平成23年2月28日本部訓令甲第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則 (平成23年群馬県公安委員会規則第1号)の改正規定に係る改正規定(交通部総合センター長に係る改正規定を除く。)並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成23年3月16日

### (2) 略

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、 群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成24年7月6日本部訓令甲第7号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月6日本部訓令甲第11号)

この訓令は、平成28年10月6日から施行する。

### 別表第1 (第2条関係)

- 1 法第5条第1項に定める認定申請書
- 2 法第5条第5項に定める認定証再交付申請書
- 3 法第7条第1項に定める認定証更新申請書
- 4 法第9条に定める営業所設置等届出書
- 5 法第10条第1項に定める警備業廃止届出書
- 6 法第11条第1項及び同条第4項に定める変更届出書
- 7 法第16条第2項に定める服装届出書
- 8 法第16条第3項に定める服装関係の変更届出書
- 9 法第17条第2項に定める護身用具届出書
- 10 法第17条第2項に定める護身用具関係の変更届書
- 11 法第40条に定める機械警備業務開始届書
- 12 法第41条に定める機械警備関係の廃止等届出書及び変更届出書
- 13 法第11条第3項に定める認定証書換え申請書
- 14 施行規則第39条第3項に定める警備員指導教育責任者の兼任承認申請書
- 15 施行規則第42条第1項に定める警備員指導教育責任者資格者証交付申請書
- 16 施行規則第43条に定める警備員指導教育責任者資格者証再交付・書換え申請書
- 17 施行規則第63条に定める機械警備業務管理者資格者証交付申請書

- 18 施行規則第63条に定める機械警備業務管理者資格者証再交付・書換え申請書
- 19 検定規則第9条第1項に定める検定申請書
- 20 検定規則第14条第1項に定める合格証明書交付申請書
- 21 検定規則第15条第1項に定める合格証明書書換え申請書
- 22 検定規則第15条第3項に定める合格証明書再交付申請書
- 23 検定規則附則第10条に定める審査申請書
- 24 講習規則第4条第1項に定める警備員指導教育責任者講習受講申込書
- 25 講習規則第7条第2項に定める警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書
- 26 講習規則第12条第2項に定める機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書
- 27 講習規則第13条に定める機械警備業務管理者講習受講申込書
- 28 即応体制基準規則第1条に定める特例対象施設認定申請書

## 別表第2 (第3条関係)

- 1 法第5条第2項に定める欠格事由(法第3条各号)に該当しないと認定した際 の通知及び認定証の交付
- 2 法第5条第3項に定める欠格理由に該当すると認定した際の通知
- 3 法第5条第5項に定める認定証の再交付
- 4 法第7条第3項に定める更新申請した者が欠格理由に該当すると認定した際の 通知
- 5 法第12条第1項に定める返納した認定証の受理
- 6 法第12条第2項に定める返納した認定証の受理
- 7 法第12条第3項に定める返納関係届出書の受理
- 8 法第22条第2項に定める警備員指導教育責任者資格者証の交付
- 9 法第42条第2項に定める機械警備業務管理者資格者証の交付
- 10 施行規則第7条第2項に定める書換え認定証の交付
- 11 施行規則第9条に定める更新申請した者が欠格理由に該当しないと認定した際の認定証の交付
- 12 施行規則第39条第3項に定める警備員指導教育責任者の兼任承認通知書の交付
- 13 施行規則第42条第1項に定める警備員指導教育責任者資格者証の交付
- 14 施行規則第43条に定める警備員指導教育責任者資格者証の再交付及び書き換え た指導教育責任者資格者証の交付
- 15 施行規則第44条第1項に定める資格者証等返納命令書の交付
- 16 施行規則第44条第2項に定める資格者証等の返納の受理
- 17 施行規則第63条に定める機械警備業務管理者資格者証の交付
- 18 施行規則第63条に定める機械警備業務管理者資格者証の再交付及び書き換えた機械警備業務管理者資格者証の交付
- 19 検定規則第10条に定める受験票の交付

- 20 検定規則第11条に定める成績証明書の交付
- 21 検定規則第14条第1項に定める合格証明書の交付
- 22 検定規則第15条第1項に定める書換えた合格証明書の交付
- 23 検定規則第15条第3項に定める合格証明書の再交付
- 24 講習規則第7条第1項に定める警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付
- 25 講習規則第7条第2項に定める警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付
- 26 講習規則第12条第1項に定める機械警備業務管理者講習修了証明書の交付
- 27 講習規則第12条第2項に定める機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付
- 28 即応体制基準規則第1条に定める特例対象施設認定通知書の交付

### 別記様式省略